

令和7年度 第2回 北区自治協議会 議事概要

日 時 令和7年5月22日（木） 午後2時30分～午後4時00分

会 場 豊栄地区公民館 大講堂

出席者

菊地委員、坪木委員、諏訪委員、飛鳥井委員、佐藤（康）委員、橋本委員、恩田委員、草間委員、マルシェフ委員、佐久間委員、佐藤（茂）委員、細井委員、小田委員、渡邊（悠）委員、馬建委員、小柳委員、吉田委員、野口委員、小林委員、藤田委員、遠藤委員、日下委員、大島委員、桜井委員

計 24 人

（欠席：小熊委員、倉島委員、高橋委員、渡邊（恵）委員）

事務局等

〔北区役所関係〕

北区長、副区長兼地域総務課長（以下「副区長」）、区民生活課長、健康福祉課長、産業振興課長、建設課長、北出張所長、豊栄地区公民館長、北区教育支援センター長、農業委員会事務局北事務所長、北消防署長、地域総務課長補佐2人、地域総務課職員4人、北区教育支援センター職員

〔その他〕

国際課長、国際課職員1人、教育委員会職員1人

計 21 人

傍聴者 3人

1 開会

坪木会長

皆さん、こんにちは。

それでは、会議を始めさせていただきます。座って進行させていただきます。

2 議事事項（2）区自治協議会委員推薦会議の構成員について

坪木会長

本日は、会議次第に沿って進めてまいりますが、まずは議事事項（２）北区自治協議会委員推薦会議の構成員について、事務局から説明をお願いします。

副区長

お手元の資料１をご覧ください。

「自治協議会委員推薦会議の構成員について」です。

推薦会議については、資料１および参考資料として配布しております「自治協議会委員推薦会議運営要綱」の第２条および第５条に基づいております。

この推薦会議の構成員は、協議会委員第１号から第３号までの各区分から選出され、合計１０名で構成されます。推薦会議では、委員の改選時における自治協議会委員の構成検討を行い、各号の委員選考を経て、その結果に基づき団体および委員の推薦を行います。

また、任期中に委員が辞任された場合などの補欠委員の選考や、定数に満たない場合の追加委員の検討・選考も行うことになっております。

なお、構成員については、自治協議会の運営指針により、協議会の会長および副会長は構成員から除外されることになっております。

さらに、部会長・副部会長６名につきましても、これまでの慣例とご負担を考慮し、構成員からは除外とさせていただきます。以上を踏まえ、事務局としては資料１の表のとおり構成員案を提案させていただきます。

例年であれば、推薦会議は次期（第１１期）委員の選考のために、任期２年目の１１月頃に開催し、通常２回程度の会議を行います。

今年度については、４月にご案内しましたとおり、まだ決まっていない委員もいらっしゃいますので、それに伴い近々推薦会議を開催予定です。

このほか、任期途中で委員が欠けた場合などにも、必要に応じて推薦会議を開催いたします。以上、説明とさせていただきます。ありがとうございました。

坪木会長

ただいま、案について事務局より説明がございましたが、皆さまからご意見・ご質問があればお受けします。特に意見がないようですので、この案のとおり、構成員を決定いたします。

推薦会議の委員の皆さまには、主に第 11 期の改選時にご対応をお願いすることになりますが、任期途中で委員が欠けた場合などにも、推薦会議を開催し、選考を行っていただくこととなります。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、次第 3 報告事項（1）新潟市多文化共生基本方針について国際課より説明をお願いいたします。

報告事項（1） 新潟市多文化共生基本方針について

国際課長

皆さんこんにちは。国際課の加藤と申します。

本日はお時間をいただきありがとうございます。今回は今年 3 月に制定しました新潟市多文化共生基本方針について説明させていただきます。お手元には基本方針の全体版と概要版をお配りしておりますが、概要版を中心に説明いたします。

全体版につきましては後ほどご確認いただければ幸いです。

それでは概要版をご覧ください。まず、策定の趣旨についてです。我が国における外国人数は令和 6 年 6 月末時点で約 358 万人と過去最高を更新し、本市においても外国人数は令和 6 年 12 月末時点で 7,119 人となり、過去最高を更新しました。

北区におきましては令和 6 年 3 月末の外国人実数が 794 人、令和 7 年 3 月末では 880 人と、1 年間で 86 人の増加となっています。本市の総人口に対する外国人の割合は約 1% と他都市に比べて高くはありませんが、今後も増加が予想されます。

また、外国人との共生にかかる問題も多様化・複雑化しており、多文化共生に向けた意識の共有と体制の整備が急務となってきました。

そこで、多文化共生が目指すべき姿および実現に向けた取り組みの方向性を示すものとして、新潟市多文化共生基本方針を策定いたしました。

続いて、2 基本理念・目指すべき姿です。総合計画 2030 の重点戦略6「誰もが個性と能力を発揮しながら、心豊かに暮らせる社会の実現」を本市の多文化共生の目指すべき姿としてとらえた場合、誰もがは、①日本人も外国人もとし、すべての市民が互いの国籍や言語、文化的背景などの違い認め、理解し、受け入れ、それぞれの個性を発揮できる状況で、地域社会の一員であることを目指す、個性と能力を発揮しながらは、②言葉や文化の違いにとらわれずに自らの持っている個性と能力を発揮できる環境があるとし、言葉や文化の違いによる軋轢を生まないしくみづくりとし、外国人への日本語教育、日本人にはやさしい日本語の普及啓発といったコミュニケーションをとるための取り組みと、お互いの文化を理解し合うことで、衝突を未然に防ぐ環境づくりです。心豊かに暮らせるは、③言語や文化の違いを理解し合い、広い視野と豊かな交流が生まれるとしました。例えば外国人の方が地域で開催されるイベントに参加されることをきっかけに、地域や文化を知り、日常的に交流することで地域とのつながりが生まれます。災害時においては地域社会の構成員としての役割が期待できるといった、交流によりもたらされる可能性について記載しております。

次に、推進の方向性について2つの視点をご覧ください。

外国人との共生社会の実現に向けては、外国人への取り組みと日本人への取り組みの両輪が必要です。外国人には日本語教育の環境整備、相談窓口の充実、多言語での情報発信などを行います。日本人には「やさしい日本語」の普及啓発、職員や市民、企業を対象とした意識啓発、外国人と地域住民の交流機会の創出などが挙げられます。日本人と外国人がそれぞれ取り組むことで、お互いに歩み寄り相互理解が生まれ、本市が目指す共生社会の実現につながると考えています。

施策展開として、4つの重点事項を設定しております。

分野1「コミュニケーション支援」では、日本語教育の機会提供や「やさしい日本語」の普及啓発を進め、双方向の円滑なコミュニケーションを目指します。

分野2「情報発信と相談体制」では、多言語および「やさしい日本語」での情報発信の推進と、外国人の身近な困りごとに対応する相談窓口の強化を図ります。

分野3「ライフステージに応じた支援」では、乳幼児期から高齢期までの各段階で、修学や就労など必要な支援が適切に受けられるよう対応します。

分野4「共生社会の基盤整備」では、地域、企業、学校など関係機関と連携し、生活・労働・学習環境の整備を推進し、共生社会実現に向けた意識醸成を行います。

現在、国においても各省庁が連携し外国人との共生社会実現に取り組んでいます。

新潟市でも市役所全体で対応できるよう準備を進めており、基本方針を策定しました。以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。なお、こちらにお集まりの皆様におかれましては、それぞれの選出団体への情報共有をお願いできれば幸いです。ありがとうございました。

坪木会長

説明をしていただきましたが、皆様から質問やご意見等ございましたらお願いいたします。ございませんでしょうか。少し私から一つよろしいでしょうか。日本人への取り組みとして「やさしい日本語の普及」という言葉が至るところに出てきますが、具体的にはどのようなことを指しているのか、もう少し詳しく教えていただけますか。

国際課長

はい、ありがとうございます。やさしい日本語については、一昨年から役所内でも情報共有を進めています。例えば「納税」という言葉がありますが、日本人の方にはすぐ理解できても、外国の方には難しいことがあります。そのため「税金を納める」という表現に変えて、わかりやすい言い方を心がける取り組みを進めているところです。

ありがとうございます。ほかにご質問はございますか。

マルシェフ委員

外国人への取り組みの例として、新潟市のゴミ袋に多言語で「燃えるゴミ」「燃えないゴミ」と記載されているのは、外国の方にとっても分かりやすいと思っております。

国際課長

ありがとうございます。新潟市としても、皆様がより暮らしやすい環境、日本人の方も外国人の方も生活しやすい環境作りを必要と感じており、各部と連携しながら進めていきたいと思っております。ありがとうございました。

坪木会長

橋本委員どうぞ。

橋本委員

先ほどの推進の方向性について、市民向けの啓発やコミュニティについても、話がありました。自治会の皆さんに基本方針や啓発の取り組みをどう伝えていくかについて、自分で資料を持ち帰りコミュニティで説明するような形でしょうか。それとも区役所からコミュニティに出向いて説明を行うような形でしょうか。進め方について教えてください。

国際課長

ありがとうございます。こちらの基本方針は今年3月に策定されたばかりで、市民への周知はまだ十分とは言えません。自治協議会や各区の会議で委員の皆様にご説明を行い、地域の町内会などに持ち帰っていただき、伝えていただくと非常にありがたいです。

また、今年度はアクションプランも作成中であり、その中で地域の皆様にご協力いただくこと、お願いすることもあるかと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

坪木会長

ありがとうございます。他にございますか。

小林委員

近所に農業者の方がおられますが、外国人の方が多く働いています。最近ではアジア系だけでなくアラブ系の方も見かけます。そうした外国人を雇用している事業所も新潟市には多いと思います。公民館やコミュニティだけでなく、事業所にも働きかけが必要だと思います。

国際課長

ありがとうございます。企業の方々と連携し、外国人の方が安心して働ける環境づくりのため、関係機関と情報共有しながら支援体制を整えていきたいと考えております。

佐藤（茂）委員

いただいている資料と報告資料1-2の冊子の中で、3ページに「外国人の年齢別割合」という表がありました。その上に全体の人数増加の傾向は見て取れますが、年齢別の割合の中で20歳未満、いわゆる未成年の子どもたちが7%前後ということが分かります。そこで伺いたいのですが、近年の傾向として子どもたちの人数は増加傾向にあるのか、あるいは減少傾向にあるのか、そちらを教えてください。

か。それによって私たちもできることがあればアイデアが出てくる可能性がありますので、ご教示いただけると幸いです。

国際課長

ありがとうございます。こちらの基本方針に掲載されている数字は令和4年度のものをベースにしております。直近の数字は持ち合わせておらず申し訳ありませんが、今後も子どもの年齢層ごとの変動について分析を進めていきたいと考えております。

佐藤（康）委員

すみません、葛塚地区だったかと思いますが、最近不審者事案として、子どもが盗撮にあったという事案がありました。詳しく聞くと、外国人の方たちが公園でTikTokの撮影をしていて、遊んでいた子どもたちに「一緒に撮ろうよ」と声をかけたそうです。子どもたちは怖くなって逃げたという事案がありました。こうしたこともふまえ、子どもたちの不安を煽らないようにしていただきたいと思います。

国際課長

ありがとうございます。日本でのルールの周知も今後必要だと考えており、そうしたことにも配慮してまいります。

マルシェフ委員

今の動画のお話に関連して、太夫浜小学校区でも、日本に来ている外国人の方が「日本の子どもがかわいい」と言って写真を撮ったという事例がありました。

日本人が外国で子どもをかわいいと思って写真を撮ることもあるかと思いますが、悪気がなくとも、怖いと感じられてしまうことも多いのだと思います。

また、私もロシア語を話すのですが、薄暗い時間帯にロシア語で話していたところ、通報されたことがあります。何も悪いことはしておらず、数人で話していただけでしたが、日本語でないだけで怖い印象を与えてしまったようです。警察に免許証を見せて住民であることを説明し、問題はありませんでしたが、悪気はなくとも怖い印象を与えてしまうことがあるということを、皆さんに知っていただきたいと思います。

国際課長

ありがとうございました。現在、外国人向けにゴミ出しのルールや自転車のルールなど、基本的な生活ルールを示すパンフレットを検討中です。いただいたご意見を参考にしながら、できる限り対応していきたいと思っております。ありがとうございました。

飛鳥井委員

葛塚東コミュニティの飛鳥井です。パンフレットなど、取り組みは具体的にどのように展開していく予定でしょうか。

国際課長

ありがとうございます。現在検討中ですが、パンフレットが完成したら、新潟に来られた方全員に区役所の窓口から配布する予定です。

また、パンフレットができたら、外国人の方がよく利用する施設などで配布し、ホームページや新潟市のLINEなどを活用して周知を図る予定です。ただ、まだ未確定な部分もありますので、ご了承ください。

草間委員

近年、外国人に関するトラブルが何件かありました。早通地区には日本語教室がありますが、子どもはほとんどいません。外国から来た子どもたちは学校に通っていますが、家の中は母国の言語や習慣、文化があります。こうした子どもたちにも日本語や生活習慣を教える教室があることも周知していただけると助かります。

国際課長

ありがとうございます。今後も周知に努めてまいります。

日下委員

南浜地域は外国人の多い地区だと思いますが、冊子3ページの上段にある「若い外国人の割合が高い」という記述の中に、「外国人の存在感は今後の地域社会を支える担い手として」という文があります。これは単に出稼ぎに来ている人という意味ではなく、地域社会の一員として住む人という意味だと理解しています。

このことから、概要版にある日本人への取り組みの中の地域コミュニティへの啓発が、一般市民向けの啓発以上に重要ではないかと感じます。長年住む方も多く、子どもが同じ学校に通う家庭が近くにあることなど、身近に感じているケースも多いです。大家さんが外国人で文化をよく知り好意的に見ている例もあり、距離が縮まることで理解が進むのを見えています。

そのため、外国人と地域住民との交流機会の創出は、単なるイベントではなく、日常的に顔を合わせる機会づくりがより重要だと思います。

国際課長

ありがとうございます。私たちも作成の中で、外国人が自治会や町内会に入っていない問題を大きく感じています。日本人でも加入していない方が増えている状況ですが、住んでいる日本人と外国人と一緒に交流できる機会づくりも検討すべきだと考えています。関係者と調整しながら進めてまいります。

桜井委員

皆さんの意見を聞くと、多文化共生というキーワードだけで地域の様々な事例が浮かび上がります。今後のアクションプランや具体的施策の展開にあたり、市民や生活者の意見をどれだけ取り入れるかが、プランの具体性を高める重要なポイントになると思います。地域の声や実際の事例をアクションプランに反映させる手法を考えているか、あるいは今後検討すべきか、お聞かせください。

国際課長

ありがとうございます。ゴミ出しの問題など、いただいたご意見も参考にしながら外国人の困りごと、引き続き把握していきたいと思えます。

また、地域の方と話し合いの場があれば、私どもの作成した資料を活用していただきたいと思えます。何かの機会にご協力をお願いすることがあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

いろいろなご意見をいただきましたので、参考にして進めてまいります。

ありがとうございました。

坪木会長

続きまして、次第3報告事項(2)令和7年度教育委員会の主な事業について、教育支援センターよりご報告をお願いいたします。

報告事項(2) 令和7年度教育委員会の主な事業について

北区教育支援センター長

よろしく願いいたします。教育支援センターの上村です。本日は阿部指導主事と、学校支援課クラブ活動推進室の石田指導主事とともに参りました。

よろしく願いいたします。

私からは自治協議会の時間をいただき、令和7年度教育委員会の主な事業について説明させていただきます。令和6年度3月の教育ミーティングでいただいたご質問・ご意見に対する回答を机上に配布しております。

これは、本年3月の自治協議会にて新潟市教育振興基本計画について説明した際、北区を含む8区の自治委員の皆様からいただいたご質問・ご意見をまとめたものです。説明に関連する部分もありますので、合わせてご覧ください。

それでは、事前にお送りしております報告資料2のA4カラー1ページ目をご覧ください。まず、新潟市教育振興基本計画「にいがた学びのコンパス」についてです。

コンセプトは「生まれてから一生涯を見通した幅広い視点で新潟市民の生活が心身ともに豊かになる教育」「誰一人取り残さない、一人一人の可能性を引き出す教育」です。これをもとに、本市の教育が目指す人間像「しなやかに世界と未来を創る人」を掲げ、実現のための施策を展開してまいります。

次に基本方針についてです。

- ・生涯を通じて学び、夢や希望に向かって挑戦し続ける人づくり
- ・豊かな人間性と高い志を持ち、協働しながら新たな価値を創造する人づくり
- ・地域との絆を深め、郷土に誇りと愛着をもって社会に貢献する人づくり
- ・多様な学びを支える教育環境の整備・充実

以上4つの基本方針をもとに、生涯を通じた学習として一体的に推進してまいります。令和7年度の施策もこれに基づき展開します。次に、2ページ目以降、各基本方針に基づく令和7年度の主な事業について説明します。

【基本方針1】生涯学習推進事業、生涯学習ボランティア等を育成し、学んだ知識などを地域の教育活動に活かすため、ボランティアバンクの設置や自主企画講座の実施など、活動機会の充実を支援します。

次に主体的・対話的で深い学びを拠点とした教育活動の推進です。

「主体的・対話的で深い学び」を視点とした授業や教育活動を展開するため、指導方法の研修や実践例の紹介などを行います。

中学校の全員給食化です。市内の全生徒に温かく栄養バランスの良い給食を提供するため、中学校スクールランチを食缶方式による全員給食に切り替えます。地産地消と日本型の食育を推進するため、学校給食においては米飯を基本とし、地域の食材を使

った献立づくりを進めます。北区の中学校では、4月から南浜中学校と濁川中学校、夏休み明けからは松浜中が食缶での全員給食に切り替わります。

続いて、学校給食費の公会計化です。給食費の徴収管理を学校から市に移管し、教職員の事務負担軽減や保護者の利便性向上を図ります。

【基本方針2】不登校対策事業です。自分のクラスに入りづらい児童生徒の学校内の居場所となり、不登校を未然に防止し、登校復帰を促すスペシャルサポートルームの設置促進を図ります。また、不登校にかかる専門的なサポートが可能な、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの体制拡充を行い、不登校・不登校傾向の居場所づくりと、多様な児童生徒が安心して過ごせる環境づくりを推進します。

続いて、こども・学校サポーター配置事業です。これまで通常学級における特別な教育的支援を必要とする児童にきめ細やかな学習支援や自立支援を行うために、希望する小学校にこどもサポーターとして退職の教員を派遣してきました。

特別支援学級も対象に加え、新たに担任や養護教諭の負担軽減につながるよう出張・休暇取得時の際にも学校サポーターとして退職した教員の派遣を行い、個別の教育支援計画に沿った質の高い支援を行います。

公立夜間中学校の設置準備では、令和6年度に実施したニーズ調査の結果を踏まえ、義務教育を修了していない方や、外国籍の方などに対し義務教育を受ける機会を確保するため、令和8年度の公立夜間中学開設に向け準備を進めます。有識者会議やパブリックコメントを実施し、シンポジウムを開催して周知啓発を進めます。

続いて、読書バリアフリー推進事業です。令和6年度に策定した推進計画に基づき、対面朗読や翻訳資料の提供など、読書や学習に困難を抱える市民一人一人のニーズに対応するため、バリアフリーの視点で環境整備と支援に取り組みます。

【基本方針3】中学生のための地域クラブ活動支援事業です。現在も、スポーツ団体や文化芸術団体、地域の指導者による中学生のための運動活動・文化活動の整備を進めているところですが、令和7年度も引き続き、各実施団体がスムーズな立ち上げができるよう、指導者謝金や資質向上のための研修費の補助等を行っていきます。

なお、5月16日に国の部活動改革に関する実行会議が実施され、最終とりまとめが公表されました。地域クラブ活動における費用負担のあり方について、国が受益者負担の目安を示し、地方公共団体が受益者負担と公的負担のバランスを検討する必要があるとの提言がありました。新潟市では現在、会費や保険料、移動にかかる費用などを自己負担としていますが、今後の国の動向を注視してまいります。

続いて、地域と共にある学校づくり推進事業です。学校運営協議会委員を対象とした研修を実施し、研修対象を地域連携担当教員にも拡大して教員の意識向上を図ります。学校運営協議会の内実をさらにたかめ、コミュニティスクールと地域・学校パートナーシップ事業を一体的に推進します。

【基本方針4】 公立幼稚園の教育環境の充実です。令和6年度より2園でモデル実施していた預かり保育を令和7年度から5園全園で実施します。保護者の生活スタイルやニーズに合わせて教育環境を整備し、幼児教育の質の向上を図り、幼児の生活全体が豊かなものとなるように取り組みを推進します。

教員業務支援員配置事業です。今年度、教員業務支援員をすべての小・中学校および特別支援学校に配置しておりますが、引き続き、教員の負担軽減を図るとともに、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を構築し、教員の働き方改革を推進してまいります。次に教頭マネジメント支援員配置事業です。教頭職の多忙化解消のため、教頭マネジメント支援員を増員配置しておりますが、今年度配置校を増やしております。今後も教頭職の厳しい勤務実態などをふまえ、学校マネジメントなどにかかる業務を支援する人員を配置し、業務負担軽減に努めます。

空調設備整備事業です。近年の厳しい気候に対応し、良好な教育環境を確保するため、既存空調設備の更新と、特別教室及び給食調理室への空調整備について令和9年度までに完了させるため集中的に整備を進めます。

坂井輪中学校改築事業です。能登半島地震により被災した坂井輪中学校の改築を引き続き進め、令和7年度は測量や地質調査を行い、令和7・8年度に基本実施設計を進めます。また、完成まで仮設校舎も設置します。

以上で説明を終わります。今後の教育ミーティングのテーマや教育委員会施策の参考とするため、アンケートへのご記入と受付へのご提出をお願いいたします。ご質問はアンケートの2項目にご記入いただければ、後ほど回答いたします。以上です。

坪木会長

ありがとうございました。

それでは、皆さんからご意見・ご質問をいただきたいと思っております。

マルシェフ委員

私は前年度まで、スペシャルサポートルームの職員として週1回勤務していました。学校に来ることができなかつた子どもたちが、スペシャルサポートルームが設けられたことで登校できるようになり、少しずつ給食も学校で食べられるようになっていきました。最後の方には、自分の教室で他の子どもたちと一緒に過ごしたり、クラスのみんなど給食を食べたりできる日も増えてきて、とても良い制度だと感じていました。ただ、週1回・4時間だけということで、予算の都合もあるのかもしれませんが、あまり時間的な余裕がなく、「他の曜日にも対応できたらもっといろいろな支援ができたのでは」と感じる場面もありました。保護者の方々や担任の先生からも非常に好評をいただいていたので、できればもう少し時間数を増やしていただけたら、という思いがあります。以上です。ありがとうございました。

教育支援センター長

今のお話にもありましたように、現在は校舎の空き教室を活用して、毎週1回、曜日を決めて4時間のみの活動となっています。ただ、いただいたご意見を踏まえ、今後は開設日を増やす方向で取り組んでいきたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

藤田委員

「誰一人取り残さない」というコンセプトは、きっとSDGsの理念に通じるものだと私は思っています。私もSDGsに関わる活動を行っておりますので、今回の取り組みが市の計画や施策の中に組み込まれていることに、個人的にはとても嬉しく感じています。また、それに関連して、「誰一人取り残さない」という心の部分が、今回の事業の中でどのように表現されているのか、私なりに見る限りでは、例えば不登校対策事業や、公立・私立の学校への支援などが該当するのかなと思っています。ですが、「取り残さない」という言葉の本質的な意味について、行政側としてどのように捉えていらっしゃるのか、少し詳しくお聞きしたくて質問いたしました。

佐久間委員

新潟市小中学校PTA連合会の会長として、教育ビジョンなどの会議に参加させていただいた中では、誰一人取り残さないというのは、個別最適化というところで特別な配慮が必要な生徒、障がいを持つ子ども、外国人児童などすべてを含めてという説明がありました。

坪木会長

他にご質問はございますか。

小林委員

社会的に新しい現象が起きてきています。最近、学校に侵入者が入り、教室にまで立ち入って、教員に暴力を振るうという事件が、首都圏ですが、耳に入るようになりました。こうした事態は、どの学校でも起こりうる可能性があるわけで、実際にどこで発生するかは分かりません。いろいろな人がいる中で、新潟県内では今のところそういった事例は報告されていないと思いますが、今後、決して「起こらない」とは言い切れない状況だと思います。そういったことに対して、今のところ、学校側としてどういった対応を考えていらっしゃるのでしょうか。

阿部指導主事

はい、ありがとうございます。不審者、あるいは学校侵入者に関するご質問ですね。確かに、こうした事件についてはマスコミでも大きく報道され、皆さんも非常に興味を持っておられる課題かと思います。

市としましては、学校の玄関にオートロックを設置しており、通常、授業が始まると施錠されます。訪問者が来た場合には、インターホンを鳴らしていただき、職員室で相手の顔を確認した上で、対応するかどうかを判断する、という仕組みを採っています。新潟市に限らず、全国的な課題であると考えております。

佐藤（康）委員

先ほどのミーティングでも、スペシャルサポートルーム（SSR）の設置について話がありましたが、小学校では105校中69校、中学校では57校中52校に設置されているというデータを見て、小学校ではまだ整備が進んでいない印象を受けました。

私は現在、葛塚中学校で地域教育コーディネーターをしています。ちょうど空き教室がありましたので、そこを活用してSSRを運営しています。コロナ禍のピーク時には不登校の児童が非常に多かったのですが、現在はその半数程度にまで減ってきています。このSSRの設置は、非常に意義のある取り組みだと思っています。

また、地域クラブについてですが、教職員の方々が部活動からは解放されたとしても、別の形で業務が増えるのではないかという懸念があります。

教育支援センター長

最初のご質問にあった SSR の設置状況についてですが、小学校ではまだ職員の人員確保が難しいという事情があり、どうしても中学校での導入が先行しているのが現状です。これについては、今後の大きな課題として捉えています。

石田指導主事

教員の業務に関連して、地域クラブについて補足いたします。

業務全体としては、大きく減るということはないのですが、部活動の時間が短縮されたり、休日に行わないという方針が取られることで、教員の準備時間や休息の確保につながるのではないかと考えています。つまり、業務量自体は変わらないにしても、時間の使い方に多少のゆとりが出る、という認識です。

以上です。

坪木会長

よろしいでしょうか。特に他にご質問がなければ、これで終了させていただきます。もし質問がありましたら、アンケート用紙にご記入の上、ご提出ください。後日、回答させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

報告事項（3） 「北区区ビジョンまちづくり計画」について

坪木会長

続きまして、次第3報告事項（3）「北区区ビジョンまちづくり計画」について、副区長から説明をお願いいたします。

副区長

これより、「北区区ビジョンまちづくり計画 第1次実施計画の進捗状況」についてご報告いたします。本計画は、令和5年度から令和12年度までの8年間を計画期間とし、2年ごとに実施計画を策定し、進捗管理を行うものです。

北区区ビジョンまちづくり計画の冊子は、本日机上に配布させていただいておりますので、詳細は後程ご確認ください。令和5・6年度の実績を取りまとめたものが、報告資料3-1「第1次実施計画進捗状況」（令和6年度分）となります。

表紙にあるとおり、1から4までの、目指す区のすがた別にまとめられており、令和6年度に実施した内容について担当課で評価し、成果をAからDで判定しました。

表紙左上の「◆全体」の表をご覧ください。

令和6年度に実施した事業数は、合計にあるとおり73事業です。そのうち、A判定が10、B判定が55、C判定が8となり、D判定の未着手は、ありませんでした。

事業数が73もあり、時間に限りもありますので、主にC評価となった事業をいくつか説明させていただき、その後、委員の皆さまより、ご質問、ご意見等ありましたら、担当課長からお答えすることで進めさせていただければと存じます。

それでは、2ページ、「I 自然の魅力輝くまち」の番号・8番「福島潟・学校案内事業（産業振興課）」をご覧ください。こちらは、「ビュー福島潟」のレンジャーが小中学校の環境学習で、福島潟の自然を案内するもので、年間60校を目標としていましたが、これを下回り45校の活用となりました。市内の全小中学校に案内を出していますが、コロナ禍で「ビュー福島潟」の見学実施を見送った学校が回帰していない事が主な要因と思われます。ちなみにコロナ禍前は年間60校以上が訪れており、令和2年から大きく減少しています。

次は、4ページ、「II 未来へ続く活力あるまち（産業振興課）」の番号・16「商店街活性化推進事業」です。これは、商店街の集客や消費促進、賑わい創出を図るための取り組みを支援するもので、年間4件を目標としていましたが、これを下回り2件の支援となりました。「つながる商店街支援事業補助金」を活用したものが4件ありましたが、目標としていた商店街団体同士が連携した取り組みが2件（北区おもてなしクーポン、白新町秋の陣）でした。これは補助金の補助率が変わったことにより申請が少なくなったものです。「キテ・ミテ・キタ区」など、商店街団体の枠にとらわれない形での賑わい創出の動きも出てきていますが、引き続き地域商店街の活性化のための連携を図っていきます。

次は、9ページ「III いきいきと心豊かに暮らせるまち（健康福祉課）」の番号・35「北区もの忘れ検診」です。これは、北区に在住する65歳以上の国保、後期高齢者保険加入者又は生活保護受給者の希望者に対して、もの忘れ検診を実施するもので、年間1000人の受診を目標としていましたが、これを下回り817人の受診となりました。受診勧奨には例年積極的に取り組んでおり、もの忘れ検診について掲載した検診カレンダーの全戸配布や、チラシ・ポスターの医療機関等への配布、また地域での活動時にPRする等の取り組みを行いました。また検診を実施する医師に対し医師会班会議にて直接協力依頼も行っていますが、目標達成には至りませんでした。

一方で検診フォロー率は100%であり、医療機関や包括支援センターとは検診を通じて年々連携を深めております。

最後は、17ページから「IV 安心安全で住みよいまち」ですが、この事業はすべてB評価、計画どおり実施となりました。

以上、主な事業を説明させていただきました。
一旦、ここで説明を区切らせていただきます。

第1次実施計画進捗状況（令和6年度分）の報告について、何か質問はありませんか。続いて、報告資料3-2「北区区ビジョンまちづくり計画第2次実施計画」（令和7年度～8年度）です。1枚お開きいただき1ページをご覧ください。

「北区・区ビジョンまちづくり計画 第2次実施計画」は、「区ビジョンまちづくり計画」の基本計画で示された取り組みの方向性の実現に向け、先ほど説明した第1次実施計画に引き続き、令和7・8年度の2年間で取り組む事業をまとめたものです。

第1次実施計画と同様、4つの目指す区のすがた別に分類した事業数は全73事業です。事業数が多いため、主要な事業や新規に取り組む事業を中心に説明させていただきます。その後、ご質問、ご意見等がありましたら、担当課からお答えさせていただきます。それでは、3ページ、「I 自然の魅力輝くまち」の番号・1番「北区水辺大学（地域総務課）」をご覧ください。

これは、北区の水辺の魅力向上を図るため、地域の団体と協働し、潟や川、海辺などを活用した体験型学習を行うもので、今年度は、福島潟、新井郷川、十二潟、ひょうたん池での事業を予定しています。

次は、番号・5番「キタクなるみどりの景観共創事業（産業振興課）」です。

これは、海辺の森など魅力ある地域の自然環境を守り、魅力を高めることで、交流人口の拡大を図るもので、今年度は、社会実験として海辺の森キャンプ場内の管理道路やテントサイトの整備などを行う予定です。

次は、4ページ、番号9番「福島潟・自然とふれあう企画事業」及び今年度の新規事業である「キタクなる福島潟整備事業」です。

これは、福島潟の魅力をより多くの人に発信するため、各種イベントを実施するとともに、施設の環境整備を行い「水の公園福島潟」の魅力向上を図るものです。

次は、6ページ、「Ⅱ 未来へ続く活力あるまち」の番号・15番「地域商業賑わい創出プロジェクト（産業振興課）」です。

これは、豊栄地域や北新潟地域などにおいて地域の魅力を発信する集客イベントの開催を支援するもので、地域商業活性化やにぎわい創出を図ります。

次は、12ページ、「Ⅲ いきいきと心豊かに暮らせるまち」の番号・41番「出張児童館事業（健康福祉課）」です。

これは、既存の公共施設を活用し、児童館のない地域へ児童館職員が出張し、こどもの居場所を提供するもので、今年度は、240回の出張を予定しています。

最後は、19ページ、「Ⅳ 安心安全で住みよいまち」の番号・71番「避難所運営促進事業（地域総務課）」です。

これは、新たな避難所運営組織立ち上げに向けた支援を行うもので、今年度は3避難所以上の立ち上げをめざします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

坪木会長

ご質問・ご意見ございますでしょうか。

はい、菊地さんどうぞ。

菊地委員

松浜コミュニティ協議会選出の菊地と申します。よろしくお願いたします。

今の71番「避難所運営促進事業」についてですが、昨年12月に松浜小学校で避難所の運営を学びました。ほかの地域にも聞いてみたところ、避難所単位ではなく、コミュニティ単位で運営委員会を発足して取り組んでいるところもあるようです。ただ、各避難所にはそれぞれの特色があり、運営の仕方も異なると思います。北区においては「避難所単位での運営促進」をぜひ進めていただきたいと、強く要望いたします。

副区長

ご質問ありがとうございます。基本的には、避難所単位での運営を目指しており、もちろんコミュニティによってはまたがるケースもありますが、避難所ごとに対応できる体制づくりを進めていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

坪木会長

そのほか、ご質問ございますか。ないようですので、次に移ります。

報告事項（４）各専門部会の会長・副会長の選出結果および部会の会議概要について

坪木会長

報告事項（４）各専門部会の会長・副会長の選出結果および部会の会議概要についてです。選任されました各部会の会長・副会長につきましては、報告資料４－１のとおりでございます。

地域づくり部会 部会長 佐藤茂充委員、副部会長 細井聡仁委員

福祉教育部会 部会長 佐久間沙都美委員、副部会長 遠藤由美委員

自然文化部会 部会長 藤田絵実委員、副部会長 マルシェフ弘子委員

以上のとおり、報告を受けております。

それでは、各部会の部会長・副部会長からご挨拶をいただきたいと思っております。

佐藤（茂）委員

このたび、地域づくり部会の会長という大役を仰せつかりました、北区社会福祉協議会から参加しております佐藤茂充と申します。どうぞよろしく願いいたします。

細井委員

同じく、地域づくり部会にてこのたび副会長に推挙いただきました、細井聡仁と申します。北新潟地域づくり学会より出ております。職業としては社会福祉分野に従事しており、障害者支援の相談業務を行っております。部会長とともに力を合わせて頑張っ
てまいりますので、よろしく願いいたします。

佐久間委員

このたび、福祉教育部会の部会長を務めさせていただくことになりました佐久間沙都美です。前期は地域づくり部会長を務めておりました。出だしは本当に大変で、個性的なメンバーが多かったのですが、２年後には「本当に解散するのか」と思うくらい、皆が笑顔で集まるようになっていました。その経験と想いを胸に、福祉教育部会でも皆さまと楽しく活動していきたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

遠藤委員

福祉教育部会の副部会長を務めさせていただくことになりました遠藤由美です。部会長が笑顔で楽しく会議を進められるよう、支え合いながら皆で頑張ってまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

藤田委員

自然文化部会の部会長を務めさせていただくことになりました藤田絵実と申します。この会議自体も初めての参加であり、当然、部会長も初めての経験となりますので、少し緊張しておりますが、誠心誠意努めてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

マルシェフ委員

副会長を務めさせていただきますマルシェフ弘子です。北地区スポーツ振興会より参加しております。どうぞよろしく願いいたします。

坪木会長

皆さま、どうぞよろしく願いいたします。それでは続きまして、各部会長より報告資料4-2に基づき、部会の活動内容についてご報告をお願いいたします。

佐藤（茂）委員

地域づくり部会です。先月、4月24日に初回の会議を開催いたしました。2期目を迎えてから最初の会議ということもあり、まずは地域づくり部会の役割および所管分野の確認を行い、その後、参加者全員の自己紹介を実施しました。そして、部会長および副部会長の選任を行い、初回の会議は終了いたしました。今後は、今回の会議を通じてより深く理解を深め、2年間の活動計画を立ててまいりたいと考えております。以上です。ありがとうございました。

佐久間委員

福祉教育部会も、地域づくり部会と同様に初回の会議でしたので、まずは自己紹介を行いました。そして、今年度および来年度のスケジュール確認を行い、部会長・副部会長の選出を行いました。本日は、担当課の皆さまから各分野における課題について説明を受ける予定です。以上です。ありがとうございました。

藤田委員

自然文化部会も、他の部会と同様に初回の会議を開催いたしました。会議では、自己紹介および今年度のスケジュール確認を行いました。自由意見の中には、十二潟を希望する声もありまして、次回はこうした意見もふまえて検討する予定です。

よろしく願いいたします。

坪木会長

今、各部会からの報告がございましたが、何かご質問等がありますでしょうか。

無いようですので、その他に移らせていただきます。

4 その他

事務局より連絡（省略）

豊栄地区公民館より連絡（省略）

5 閉会

坪木会長

他に何かご意見やご連絡事項はございますか。ないようですので、以上で本日の議事はすべて終了いたしました。進行を事務局にお返しします。

ありがとうございました。